

## 第1号議案

### 平成30年広島県議会9月定例会に提案される 教育委員会関係の議案に対する意見について

平成30年広島県議会9月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められたので、同意する旨回答することについて提案します。

平成30年9月11日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

#### 1 提案される議案

- (1) 平成30年度教育委員会関係補正予算案……………P 2～ 9
- (2) 財産の取得について……………P 10～ 13

#### 2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条  
（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成 30 年 9 月定例会 一般会計補正予算の概要  
《教育委員会関係抜粋》

1 提案事項

(1) 歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
国庫支出金	29,250,578	10,490	29,261,068	教育指導費補助金1,370 義務教育費補助金7,454 高等学校費補助金1,666
県 債	11,832,600	858,900	12,691,500	公共施設等管理事業債858,900
教育委員会計	48,467,346	869,390	49,336,736	

(2) 歳 出

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	説 明
教育指導費	2,591,441	4,112	2,595,553	スクールカウンセラー活用事業 4,112
福利厚生費	349,237	55,950	405,187	県有施設等緊急安全対策事業 55,950
教職員費 (中学校費)	33,772,970	22,366	33,795,336	スクールカウンセラー活用事業 22,366
高等学校総務費	39,826,551	5,000	39,831,551	スクールカウンセラー活用事業 5,000
高等学校管理費	13,873,492	1,030,457	14,903,949	県有施設等緊急安全対策事業 1,030,457
特別支援学校費	16,975,249	55,601	17,030,850	県有施設等緊急安全対策事業 55,601
社会教育総務費	787,375	277	787,652	県有施設等緊急安全対策事業 277
文化財保護費	98,674	8,209	106,883	県有施設等緊急安全対策事業 8,209
教育委員会計	171,037,430	1,181,972	172,219,402	

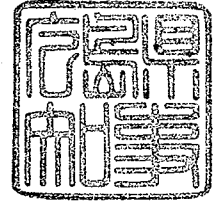
【要求内容】

- スクールカウンセラー活用事業 31,478 千円
  - ・ 平成 30 年 7 月豪雨により被災した児童生徒の心のケアを行うため、学校等へスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒に対するカウンセリングを実施
- 県有施設等緊急安全対策事業 1,150,494 千円
  - ・ 県有施設における組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策や劣化・損傷の状況に応じて、必要な対策をとることにより、県有施設の適切な維持管理を実施

平成 30 年 8 月 28 日

広島県教育委員会 様  
( 総務課 )

広島県知事  
( 財政課 )



議案に対する意見聴取について

平成 30 年 9 月定例県議会に提案予定の次の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

- 平成 30 年度教育委員会関係補正予算

平成 30 年度広島県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)	款	補正前の額	補正額	正補正額	計
9 国庫支出金		29,250,578		10,490	29,261,068
15 県債		11,832,600		858,900	12,691,500
歳入	合計	48,467,346		869,390	49,336,736

(単位：千円)

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	県債	その他	
10 教育費	170,523,430	1,181,972	171,705,402	10,490	858,900	0	312,582
歳出合計	171,037,430	1,181,972	172,219,402	10,490	858,900	0	312,582

第 9 款 国庫支出金  
 第 2 項 国庫補助金  
 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9 教育費国庫補助金	5,316,139	10,490	5,326,629	教育指導費補助金	1,370	
				義務教育費補助金	7,454	
				高等学校費補助金	1,666	
計	5,316,139	10,490	5,326,629			

第15款 県債

第1項 県債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
8 教育債	6,147,000	858,900	7,005,900	公共施設等管理事業債	858,900	
計	11,832,600	858,900	12,691,500			

第10款 教育費

第1項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明			
				特定財源		一般財源	区 分	金 額				
				国 支 出 金	県 債					其 他		
4 教育指導費	2,591, 761	4,112	2,595, 873	1,370	0	0	2,742	8 報償費	3,795	1. 学校教育指導費	4,112	
								9 旅費	317			
6 福利厚生費	349,237	55,950	405,187	0	37,200	0	18,750	13 委託料	14,436	1. 教職員公舎管理費	55,950	
								15 工事請負費	41,514			
計	27,235, 325	60,062	27,295, 387	1,370	37,200	0	21,492					
第3項 中学校費												
1 教職員費	33,772, 970	22,366	33,795, 336	7,454	0	0	14,912	1 報酬	20,645	1. 非常勤講師報酬等	22,366	
								9 旅費	1,721			
計	33,772, 970	22,366	33,795, 336	7,454	0	0	14,912					



第 4 項 高等学校費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	県 債	その他				
1 高等学校総務費	39,826, 551	5,000	39,831, 551	1,666	0	0	3,334	1 報酬	4,615	1. 非常勤講師報酬等 5,000
2 高等学校管理費	13,873, 492	1,030, 457	14,903, 949	0	779,000	0	251,457	13 委託料 15 工事請負費	144,301 886,156	1. 学校改修整備費 1,030,457
計	53,700, 043	1,035, 457	54,735, 500	1,666	779,000	0	254,791			

第 5 項 特別支援学校費

1 特別支援学校費	16,975, 249	55,601	17,030, 850	0	36,300	0	19,301	13 委託料 15 工事請負費	13,941 41,660	1. 学校改修整備費 55,601
計	16,975, 249	55,601	17,030, 850	0	36,300	0	19,301			

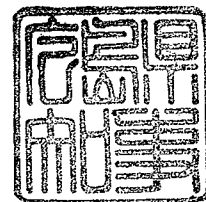
第 7 項 社会教育費

1 社会教育総務費	787,375	277	787,652	0	0	0	277	11 需用費	277	1. 青少年教育費	277
2 文化財保護費	98,674	8,209	106,883	0	6,400	0	1,809	13 委託料	747	1. 埋蔵文化財保護費	8,209
								15 工事請負費	7,462		
計	1,278,620	8,486	1,287,106	0	6,400	0	2,086				

平成30年8月29日

広島県教育委員会様

広島県知事



議案に対する意見聴取について

別紙のとおり、財産を取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

県第 号議案

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年広島県  
条例第二十九号）第三条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、県議会  
の議決を求める。

平成三十年 月 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 財産の表示

品 名 校舎

数 量 三棟

二 取得価格 三八八、八〇〇、〇〇〇円

三 相手方 大阪市中央区農人橋二丁目一番三六号

大和リース株式会社

(提案理由)

広島県立廿日市特別支援学校、広島県立黒瀬特別支援学校及び広島県立呉南特別支援学校に設置する施設を買い入れようとするものであるが、当該施設の予定価格が七千万円以上であるため、県議会の議決を求める。

(県第 号議案)

## 財産の取得について

(教育委員会)

### 一 提案の要旨

広島県立廿日市特別支援学校、広島県立鞆瀬特別支援学校及び広島県立呉南特別支援学校に設置する施設を買い入れる。

### 二 取得する財産

品 名 校舎

数 量 三棟

三 取得価格 三八八、八〇〇、〇〇〇円

四 相手方 大阪府中央区農人橋二丁目一番三六号

大和リース株式会社

### 五 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第三条 地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

